

令和 5 年 8 月 10 日

水管理・国土保全局河川環境課



かわまち

新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動

～全国12か所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組“かわまちづくり”を推進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、市町村等からの申請に基づき計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。

本日、市町村等から新たに申請のあった12か所の「かわまちづくり」計画を登録(別紙①～③参照)し、合計で264か所となりました。

この取組に対し、国土交通省では、親水護岸などのハード整備のほか、河川空間へのオープンカフェなどの設置をはじめとした、地域のニーズに応じて河川空間の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うなどのソフト対策の支援を実施します。

《かわまちづくり》

“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

《「かわまちづくり」支援制度の活用事例(過去の採択事例)》

名取川(宮城県名取市)



関上地区かわまちづくり

道頓堀川(大阪府大阪市)



大阪市かわまちづくり

添付資料

- | | |
|-----|----------------|
| 別紙① | 新規登録箇所一覧 |
| 別紙② | 新規登録箇所図 |
| 別紙③ | 各計画の概要 |
| 参考 | かわまちづくり支援制度の概要 |

問い合わせ先:

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 林 利行(内線35-432)
係長 服部 啓太(内線35-433)
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8447

全国の取組は以下のウェブサイトでも確認いただけます。

《かわまちづくりWEB: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>》

「印旛沼・印旛放水路かわまちづくり」 (千葉県千葉市、佐倉市、八千代市)

対象河川：一級河川 利根川水系印旛沼、印旛放水路【県管理河川】

市町村名：千葉県千葉市、佐倉市、八千代市

推進主体：千葉県千葉市、佐倉市、八千代市



1. 概要

印旛沼流域では、恵みの沼の再生を目指して、『印旛沼流域水循環健全化計画』を策定し、あらゆる関係者の連携により、水質改善や自然環境の再生、親水性の向上などに向け、さまざまな取組を推進しています。親水性の向上に向けた取組としては、平成27年3月(第1回変更平成29年3月、第2回変更平成31年3月)に『印旛沼流域かわまちづくり計画』を策定し、特に印旛沼湖畔を中心に、水辺の拠点とミニ拠点(一里塚)のハード整備を進め、拠点と周辺の自然環境、歴史文化等の地域資源をサイクリングロードや水運などのネットワークで結んでいくことで、地域の周遊性を高め、総合的な印旛沼の水辺利活用の拡大を進めました。

本計画では、さらにこの取組を広域に拡大させ、水辺活用による賑わいの創出を図るため、印旛沼から印旛放水路にかけて、千葉市花島公園、佐倉市ふるさと広場及び八千代市県立八千代広域公園において水辺拠点整備を実施し、拠点をネットワークでつないだ広域的イベントの開催などにより、印旛沼から東京湾にかけての水辺ネットワークをさらに充実させていくことを目指します。

千葉県では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

河川管理者(千葉県):親水護岸整備 等 推進主体(関係市):駐車場整備、案内看板の設置 等

3. ソフト施策の内容

河川管理者(千葉県):都市・地域再生等利用区域の指定等の支援 等

推進主体(関係市):関係イベントの開催 カヤックなど水辺のアクティビティでの利用 等

ハード施策実施予定箇所	
	<p>佐倉市 西印旛沼水辺拠点</p> <p>佐倉ふるさと広場周辺において、水辺遊歩道及びデッキの整備を行い、水辺を楽しむ親水空間を創出する。</p>
	<p>八千代市 新川水辺拠点</p> <p>周囲に図書館や総合運動公園などが配置された公園空間において、水辺への親水性を高めることで魅力向上を図る。</p>
	<p>千葉市 花見川水辺拠点</p> <p>カヤックなど水上アクティビティの推進を図れるよう、公園と一体となった親水空間を創出する。</p>

※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和4年8月時点:252地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川／広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加
(信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川／美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)